

医療費

高額療養費制度とは、ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて払った額が払い戻される制度です。今回は、70歳以上の方の限度額適用認定証について説明します。

平成30年8月から70歳以上の方を対象に 高額療養費の上限額が変更になります。

平成30年8月から、上限額(月ごと・70歳以上)が下の表のように変わります。従来の住民税非課税世帯の方に加えて、「限度額適用認定証」の申請が必要となる方がいます。(※岡山県が公表している資料をもとに作成)

適用区分の現役並みの方は注意が必要です。

現役並みの方は「限度額適用認定証」の交付を受けることで、所得に応じて下表の【Ⅲ課税所得】ではなく【Ⅱ課税所得】または【Ⅰ課税所得】の上限額までの支払いになります。

※交付された限度額適用認定証は、必ず医療機関に提示してください。

平成30年7月まで(70歳以上)

適用区分		外来 (個人ごと)	外来 + 入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円 ※2>
	課税所得 (※1) 145万円未満の方	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <多数回44,400円 ※2>
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年々収80万円以下など) (※3)		15,000円

平成30年8月から(70歳以上)

適用区分	外来 (個人ごと)	外来 + 入院 (世帯ごと)	認定証 の申請
Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (医療費-842,000円)×1% <多数回140,100円 ※2>		不要
Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 + (医療費-558,000円)×1% <多数回93,000円 ※2>		NEW 必要
Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円 ※2>		NEW 必要
課税所得 (※1) 145万円未満の方	18,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <多数回44,400円 ※2>	不要
Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円	必要
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年々収80万円以下など) (※3)		15,000円	必要

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

- 制度についてご不明な点があれば、お手持ちの健康保険証に記載の保険者にお問い合わせください。
- あさのクリニック受診中の方は、スタッフが概要をお知らせいたしますので、お気軽にお問い合わせください。

